

1 はじめに

本市では、平成13年度を始期とした第三次御殿場市総合計画を実効性のあるものにするため、同計画の進行管理に行政評価制度を導入しました。

行政評価制度は、行政活動全般について明確な目標設定と客観的な評価を実施することにより、政策、施策及び事業の効率性や成果の質を高め、市民ニーズや社会環境の変化に対応した行政活動の展開を図っていくための1つのツールとなるものです。

本市では、行政評価の中でも事務事業評価に重点を置き、平成12年度の試行的な導入以来、評価対象事業の抽出方法や評価の実施方法等について検討や改良を重ねながら評価を実施してきました。

事務事業評価の導入から10年以上が経過し、本市の事業展開において「評価」という過程は浸透してきましたが、昨今の厳しい財政状況下では、今まで以上にPDCAサイクルの機能化を図っていく必要があります。

このことは、本市の行政改革の基本方針である「御殿場型NPM」にも掲げていることであり、「計画・予算・評価がトータルで機能する体系づくり」を進めていくうえでも、「評価」は重要な位置づけとなります。